

令和7年度 生活指導の方針及び体罰防止のための取組について

1 今年度の生活指導の方針及び体制

【指導方針】

- 基本的な生活習慣や「わたしたちの暮らし」の指導を徹底し、きまりを守ることを通して、自主性、社会性を育てる。
- 児童一人一人を正しく理解し、それぞれの個性の伸長と集団への適応ができるようにする。
- 保護者・地域との連携を深め、共に協力して、基本的な生活習慣の育成、校外での児童の安全教育と健全育成に努める。
- 生活指導夕会やいじめ対応のための時間などで生活指導面での問題を取り上げ、全職員の共通理解のもとに指導にあたる。

(1) 「わたしたちの暮らし」及び基本的な生活習慣の指導の充実・徹底を図る。

① 年間重点生活目標

「あいさつ」 ・ あかるく ・ いつでも ・ さきに ・ つづけよう
「廊下歩行」 ・ はしらない ・ さわがない（教室移動は並んで静かに） ・ みざがわを

② 基本的な生活習慣の具体的な目標

- ・ あいさつができる。 ・ さん、くんをつけて友達と呼び合う。
- ・ 相手を思いやる言葉づかいができる。 ・ 時間を守って行動できる。
- ・ 話をしっかり聞ける。 ・ 廊下を正しく歩行できる。
- ・ 学校をきれいにできる。

③ 毎月の生活目標を提示し、望ましい行動様式を身に付けるようにする。

- ・ 月初めに各学級のめあてを話し合い、教室掲示の生活目標に記すことで、きまりを守ろうとする態度を育成する。
- ・ 生活指導夕会では、週番から今週の振り返りと次週の重点目標について報告し、教職員全体で情報共有する。
- ・ 全校朝会で、児童の実態に即した週目標を示す。

児童の取組の様子や変容について具体的に伝え、児童が自らの行動を意識化できるようにする。

- ④ 「元八王子東小 生活指導基本方針」に基づき、指導の徹底を図る。
- ・「元八王子東小 生活指導基本方針」に基づき、どの教職員も一貫した生活指導を行うようにする。
 - ・児童向けに「わたしたちのくらし」を配布し、学期始に学級指導を行う。常時教室に掲示し、いつでも学校生活のきまりが確認できるようにする。
 - ・保護者には4月当初に新年度の生活指導の方針を配布し、保護者会などで理解と協力を求める。
 - ・年度末に内容を精査し、教職員の合意形成を基に改訂を行う。
- ⑤ 「いじめ」の未然防止と早期対応を行う。
- ・児童の問題に積極的にかかわり、対話を大切にし、児童理解を深める。
 - ・児童の人間関係を円滑にし、指導の有効化を図る。
 - ・毎週金曜日のいじめ対応のための時間や生活指導夕会において生活指導上の児童の様子について情報交流を行い、全教職員で児童理解に努め、組織的な対応が迅速にできるようにする。
 - ・毎週金曜日に『学校いじめ対策委員会』を開催し、児童の兆候を見逃さず、いじめの未然防止に努める。いじめ又はいじめの疑い等が発生した場合には、いじめ防止基本方針に沿った取組を着実にを行う。

【体制】

- ・「子供真ん中主義」を念頭においた生活指導や人権を尊重した関係づくりを実践する。
- ・週番による見回りを行い、児童の看護及び安全管理を行う。危険な遊び等による事故を防止したり、学校のきまりを守れるよう指導したりする。

2 体罰防止のための取組

(1) 体罰根絶のための教員研修の徹底

- ・服務研修を通して、アンガーマネージメントや、衝動的行動をコントロールする方法を習得する。
- ・体罰防止に向けて全教職員の意識の高揚を図るためスローガンを掲げ、校内にも掲示する。また、日常的に報告、連絡、相談など情報交流を密に行う。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

- ・年3回の生活アンケートを実施し、体罰に関する聞き取り調査を行う。
- ・毎月末に、教職員一人一人が自己の行動を振り返り、「体罰防止セルフチェックシート」に記入し、管理職に書面にて報告する。
- ・管理職は、必要に応じて教職員への聞き取りを行う。

(3) 体罰のない教育活動の推進

- ・日頃から児童を全教職員で温かく見守り、児童一人一人の声をしっかり受け止める。
- ・教職員が個別に対応せず、組織的に複数対応を行う。
- ・学校公開や行事でのアンケート、学校運営協議会での意見及び学校評価を通じて保護者や地域の声を集約し、学校ができること、家庭・地域に協力依頼すべきことを精査しながら改善に努める。